

審議会等の会議の記録

会 議 の 名 称	令和6年度 第2回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会
開 催 日 時	令和6年8月19日(月) 午後2時～午後3時
開 催 場 所	伊勢崎市役所 本館5階職員研修室
出 席 者 氏 名	会長 久保田 勝夫 委員 美原 貫 委員 岡田 稔 委員 今井 亮一 委員 宮野 晃 委員 見田野 直子 委員 小林 敬吾 委員 石倉 京子 委員 大平 敏 長寿社会部長 清水 潤一 長寿社会部副部長 藤生 ひとみ 高齢政策課長 茂木 勝美 介護保険課長 亀井 洋志 地域包括支援センター 徳江 剛 神澤 浩史 瀧澤 千晶 茂木 陽子 星野 明子 有岡 由梨 六本木 一希
傍 聴 人 数	なし
会 議 の 議 題	報告 (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託について 議事 (1) 地域包括支援センター業務委託業者選定について (2) 介護予防把握事業について
会 議 資 料 の 内 容	第2回伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会資料

会議における議事の経過及び発言の要旨	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 報告 (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託について（資料1-1、1-2） （事務局より説明） 資料1-1は、今年度7月末時点での、各地域包括支援センターが委託契約を締結した居宅介護支援事業所数を表にしたものでございます。 まず、地域包括支援センター北・三郷は、1事業所を追加し計36事業所と委託契約を締結しております。契約した事業所名については、資料1-2の通りでございます。圏域ごとの委託事業所一覧になっておりますので、ご確認をお願いいたします。 地域包括支援センター南・茂呂は、1事業所を追加し計43事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター殖蓮は、1事業所を追加し計46事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター宮郷は、2事業所を追加し計36事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター名和は、1事業所を追加し計30事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター豊受は、今回追加の契約はなく、計28事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター赤堀は、3事業所を追加し計30事業所と委託契約を締結しております。 次に、地域包括支援センター東は、1事業所を追加し計29事業所と委託契約を締結しております。 最後に、地域包括支援センター境は、1事業所を追加し計34事業所と委託契約を締結しております。 9圏域を合計しますと、11事業所を追加し計312事業所と委託契約を締結しております。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内77事業所と市外2事業所の、計79事業所となっております。 また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しているもので、本市においては委託比率をおよそ80％としているところでございます。令和6年度は、R6年6月利用分を、資料の表記では7月国保連審査分となっている1箇月分を、令和5年度は12箇月分の委託率を表にしました。 4. 議事 (1) 地域包括支援センター業務委託業者選定について （事務局より説明） 令和6年7月12日までの公募受付期間内に、募集圏域9圏域に1事業者ずつの応募がありました。南・茂呂圏域を除く8圏域は、いずれも現在、センター業務を受託している事業者でございました。南・茂呂圏域につきましては、今回の選定からの法人委託でありまして、希望圏域としている社会福祉法人おおぎだは、今回が初めての応募となります。この9圏域9事業者の応募に対しまして、事務局での書面による客観的項目審査のあと、8月1日（木）の第3回伊勢崎市地域包括支援センター業務委託業者選定委員会にて、この9事業者に委託することが、適切であるかどうかヒアリング審査を行い、令和7年度から令和9年度までの圏域担当法人の候補者選定が行われました。最低基準である客観的項目80%54点以上、ヒアリング項目60%51点以上を、全9事業所が満たしており、委託業者として
---------------------------	--

適切であると認められたことから、候補者として選定されました。候補者として選定された法人は、申請順に、

境圏域	社会医療法人鶴谷会
北・三郷圏域	公益財団法人脳血管研究所
殖蓮圏域	社会福祉法人光徳会
東圏域	医療法人あづま会
宮郷圏域	社会福祉法人三友会
豊受圏域	社会福祉法人植竹会
南・茂呂圏域	社会福祉法人おおぎだ
名和圏域	社会福祉法人まがたま会
赤堀圏域	医療法人原会

となっております。

なお、ヒアリング結果のうち、採点結果については、原則非公開でございます。この後については、本運営協議会にて承認をいただき、市長決裁を受け、委託業者の決定という運びとなります。

(会長)

地区によって相談する地域包括支援センターが決まっているので、対応の質に地域差が出てしまうと、市民に負担がいくのではないかと。市で、しっかりと対応していただければと思います。

(委員)

圏域ごとに特性があると思う。地域包括支援センターには、地域包括ケアシステムの構築だけではなく、地域共生社会の実現も求められている。それも地域包括支援センターが担っていかなくちゃならないことだと考えると、各圏域で高齢化率も違いますし、いかに地域包括支援センターが地域の中で、地域の特性に合わせた役割を担っていけるか、基幹型がきちんと分析をしながら、地域に合わせた取組について指導をしていかないといけないと思う。ただ単に委託するのではなく、地域の特性に合わせた運営についての評価をしっかりとしてもらいたいと思います。

(事務局)

来年4月以降、市直営で運営される地域包括支援センターはなくなりますが、市役所に基幹型が残ります。全9圏域で、より高い高齢者支援を目指してしていきたいと考えています。

(会長)

地域によって様々な差異があるので、総合的に基幹型が分析して、より良い地域包括支援センターの運営に努めていただければと思います。本件についてご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

拍手多数により承認。

(2) 介護予防把握事業について

(事務局より説明)

介護予防把握事業の目的は、地域の実情に応じ、収集した情報等を効率的かつ効果的に活用して、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげることです。

本市の介護予防把握事業は、平成28年度から65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、生活機能セルフチェックを実施しております。生活機能セルフチェックとは、健康づくりや介護予防の取り組みを考える上で、ご自身の健康状態や生活機能、心身の変化を知り生活習慣を見直すための25項目からなる基本チェックリストです。また本事業は、セルフチェックを郵送し、回収するだけではなく、高齢者の介護予防に対するご自身の意識を高め、自己採点を通して自らが介護

予防の大切さに気づいていただけるような内容のチラシを同封し、啓発を行っております。

セルフチェックの返信結果といたしまして、「全体的な低下傾向」、「運動機能の低下傾向」、「口腔機能の低下傾向」、「栄養状態の低下傾向」、「閉じこもり傾向」、「認知機能の低下傾向」、「うつ傾向」の各項目について、いずれも75歳以上の該当率が高くなっております。

この回答を分析した結果、令和7年度よりセルフチェックの対象者を75歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者にしたいと考えております。

返信結果とKDBシステムを活用し、何らかの支援を要することが窺える高齢者へ家庭訪問等を行い、介護予防活動や高齢者相談センターへつなげていきたいと考えております。介護予防に対するご自身の意識を高め、自らが介護予防の大切さに気づき、取組ができるような対応を行って参りたいと考えております。

(委員)

伊勢崎市の65歳以上の人口約55,000人のうち約43,000人を対象に調査を行ったということですが、全高齢者を対象にしたら違う結果になるのでは。令和7年度は75歳以上を対象ということですが75歳になり状態が悪くなってからの介護予防より、65歳から74歳の間にも介護予防の働きかけをしたほうがよいと思います。

(事務局)

回答率が75歳以上で高くなることから、およそ75歳から介護予防や健康への意識が高まっていると思われます。なので、75歳以上の方にアプローチをしていきたいと思っております。

(委員)

セルフチェックはご自身で確認するものですから、後期高齢者になる前にも、自己管理の機会が必要だと思います。

もし可能であれば、セルフチェックを全対象者に郵送するのと同じように、結果についても全対象者に郵送したらどうか。未回答の方にも結果を郵送することで、関心を持つ機会になると思います。

(委員)

事務局説明によると、75歳以上の中からさらに対象者を人選し個別訪問ということで、とても良い事業だと思います。

昨年度、私どもの（他市）包括支援センターで、65歳以上の一人暮らし高齢者を全件訪問しましたが、非常に留守が多くて、働いている人が多かった。介護予防に真剣に取り組む年齢を、国が線引きした75歳という年齢は、確かに根拠があるという結論になりました。

後期高齢者になり介護予防に向き合うというより、その前から介護予防や健康へのセルフケアができるような活動は、予防の観点から必要だと思います。若年層に対して健康予防、介護予防を行政が取り組んでいくことで、より一層75歳になった段階でスムーズに入っていけると思います。

(会長)

封書でなくハガキで通書を受け取るだけでも十分意識の向上は図れると思います。例えば、65歳から74歳まではハガキによる介護予防、一方通行のお知らせだけで、75歳以上に対しては介護予防把握事業として継続して行う。この事業は伊勢崎市独自の事業であると話がありました。

いわゆる地域性、地域にあった事業で行っているということであり、とても良いと思います。この把握したデータを9圏域にフィードバックすると、地域の特性に合わせた介護予防の事業に役立っていくと思います。とても良い資料だし良い事業だと思います。

	(事務局) やはり若い方だと仕事をされている方も多いと思います。75歳になり、また更に年を重ねても自分で動ける。自分で食事が摂れることは、幸せなことですので、これからも介護予防の大切さを家庭訪問等にて、地域の皆さまに伝えさせて頂きたいと思っております。 (会長) 本件についてご承認いただける方は拍手をお願いいたします。 (拍手) 拍手多数により承認。 5. その他 事務局より、次回の運営協議会は3/13に開催予定であることを連絡。選定結果の資料については会議終了後に回収させていただく。 (委員) 資料1-1について、言い忘れたことがあるがよろしいか。地域包括支援センターの職員配置について、北・三郷圏域は4人、境圏域は5人配置されている。高齢者人口からそのように配置していると思うが、実績を見るとそこまで差はない。全利用者を見ると、境圏域より北・三郷圏域の方が多いが、高齢者人口から推定して職員配置の人数を決めるというのは妥当性があるのか聞きたい。 (事務局) 資料1-1の介護予防サービス計画の数というのは、要支援者で介護サービスを使った方の件数となっています。地域包括支援センターでは、要支援の方以外からの相談や、介護保険以外の相談などにも対応したり、事業に取り組んだりしているので、一概にこの件数と地域包括支援センターの負担が結びつかない部分もあるかと思います。 (委員) 利用者というのが相談に来た人ということであれば、境圏域はもっと増えてしかるべきではないか。配置職員の数は、高齢者人口から出していると思うが、実際に利用している人数と乖離しているという実績をどう評価するのか。 (事務局) 地域包括支援センターの定員について、3,000人以上6,000人未満については職員を3人そろえるよう、国からの基準がございます。それ以上につきましては、市町村の判断によって増員を検討して対応することとなっております。なおかつ国の方から、高齢者人口1,500人あたりに1人の職員が望ましいと示されておりますので、今年度から定員はいじらずに、体制強化をしていただきたいということで、増員した場合の委託料、人件費を増額するという形で、なるべく職員1人あたりの高齢者の人口が1,500人を切ることを目標に設定をさせていただきたいと考えております。 (委員) 境圏域がずっと5人体制というのは妥当性があるということですか。 (事務局) 5人になりますと、ぎりぎり1,500人くらいになります。 (委員) 実際に業務にあたると、他の圏域に比べて業務が少ないと思いますけど。 (事務局) 先程も申しました通り、資料1-1の境圏域の介護予防サービス計画を立
--	---

	てている全利用者は214名ですが、高齢者の人口については8,000人を超えており、その中で様々な相談に対応していただいています。 (委員) 相談というのは利用者の中に含まれていないということですか。 (事務局) 利用者というのは計画を立てている、実際サービスを利用されている方と捉えていただきたい。 (委員) わかりました。相談件数についても、次回の会議で確認させてください。 6. 閉会
--	--